

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由																																				
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 571 1003 1204"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 放射線取扱主任者手当 <u>(新設)</u></td> <td>一月の初日から末日まで</td> <td>翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 入試手当 <u>(新設)</u></td> <td></td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(特殊勤務手当)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	(略) 放射線取扱主任者手当 <u>(新設)</u>	一月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	(略)		(略)	(略) 入試手当 <u>(新設)</u>		別に定める	(略)		(略)	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 571 1899 1209"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 放射線取扱主任者手当 <u>放射線取扱主任者代理手当</u></td> <td>一月の初日から末日まで</td> <td>翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 入試手当 <u>研究促進手当</u></td> <td></td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(特殊勤務手当)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	(略) 放射線取扱主任者手当 <u>放射線取扱主任者代理手当</u>	一月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	(略)		(略)	(略) 入試手当 <u>研究促進手当</u>		別に定める	(略)		(略)	<p>・放射線取扱主任者代理手当を新設し、放射線取扱主任者手当の金額を引き上げる改正</p> <p>・PI 人件費制度の導入に伴い、研究促進手当を新設する改正</p>
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																																				
(略)	(略)	(略)																																				
(略) 放射線取扱主任者手当 <u>(新設)</u>	一月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)																																				
(略)		(略)																																				
(略) 入試手当 <u>(新設)</u>		別に定める																																				
(略)		(略)																																				
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																																				
(略)	(略)	(略)																																				
(略) 放射線取扱主任者手当 <u>放射線取扱主任者代理手当</u>	一月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日にあたるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)																																				
(略)		(略)																																				
(略) 入試手当 <u>研究促進手当</u>		別に定める																																				
(略)		(略)																																				

第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2・3 (略)

4 衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当及び電気主任技術者手当は、次の表の職種区分欄に掲げる職種に選任された者に支給するものとし、手当の額は、一月につき、同表に定める額とする。

職種区分	手当額
国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程第8条に定める衛生管理者	2,000円
同規程第10条に定める産業医	8,000円
同規程第11条に定める作業主任者	1,000円
東京農工大学放射線研究室運営規則第4条第1項に定める放射線取扱主任者	<u>3,000円</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程第6条第1項第2号に定める電気主任技術者	5,000円

5～8 (略)

第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 放射線取扱主任者代理手当

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2・3 (略)

4 衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、放射線取扱主任者手当、放射線取扱主任者代理手当及び電気主任技術者手当は、次の表の職種区分欄に掲げる職種に選任された者に支給するものとし、手当の額は、一月につき、同表に定める額とする。

職種区分	手当額
国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程第8条に定める衛生管理者	2,000円
同規程第10条に定める産業医	8,000円
同規程第11条に定める作業主任者	1,000円
東京農工大学放射線研究室運営規則第4条第1項に定める放射線取扱主任者	<u>5,000円</u>
<u>東京農工大学放射線研究室運営規則第4条第1項に定める放射線取扱主任者代理</u>	<u>3,000円</u>
国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程第6条第1項第2号に定める電気主任技術者	5,000円

5～8 (略)

<p>(新設)</p>          <p>(以下略)</p>	<p><u>(研究促進手当)</u></p> <p><u>第 37 条の 5 研究促進手当は、国立大学法人東京農工大学における研究代表者等の人件費支出に係る実施規程に基づき、研究代表者等が獲得した外部資金の直接経費からエフォートに応じた人件費を支出する制度が適用される職員に支給する。</u></p> <p><u>2 研究促進手当の支給について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(以下略)</p>	
---	--	--

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日経教規程第 20 号)  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。